

地域交流センター・保育施設等 AED 賃貸借（その 2）仕様書

- 1 件名
地域交流センター・保育施設等 AED 賃貸借（その 2）
- 2 数量
17 台
- 3 指定品 下記 3 製品のいずれかとする。
フィリップス ハートスタート FRx+e
日本光電 AED-3100 シリーズ AED-3150
旭化成ゾールメディカル ZOLL AED3
- 4 納入場所
別紙 1 のとおり
- 5 賃貸借期間
令和 8 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日まで（60 か月）
地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約
- 6 納入期限
賃貸借期間開始日の前日までに納入場所へ納入すること
- 7 付属品等（本体 1 台につき次のとおりとする）
 - (1) AED 本体（バッテリー含む） 1 台
 - (2) キャリングケース 1 台
(本体・予備電極パッド、救急セットが収納できること)
 - (3) 電極パッド 小学生～大人用 2 組、未就学児用 1 組
※共通パッドの場合は 2 組
 - (4) 救急セット 1 式
 - (5) 取扱説明書（日本語） 1 部
- 8 機器の使用
 - (1) 新品・未使用であること。
 - (2) J R C 蘇生ガイドライン 2020 に対応していること。

- (3) 薬事法の「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」に指定された医療機器であり、安全性が確認されていること。
- (4) 二相性波形による除細動器であること。
- (5) 小学生～大人モード／未就学児モードの切り替えができる機能を有すること
- (6) 操作説明等、日本語の音声ガイド機能を有すること。
- ~~(7) 電気ショックが必要と機器が判断したあとに、電気ショックが不要な心電図波形に変化した場合は自動的に電気ショックを中止する機能を有すること。~~
- (8) 機器本体を毎日セルフチェックする機能を有しており、その結果をインジケータ等により確認でき、結果の表示はキャリングケースの窓から容易に確認できること。異常時はアラーム音及びインジケータ等で知らせる機能を有すること。

9 消耗品

- (1) 電極パッドは、小学生～大人用1組（または共通パッド1組）は本体にすぐ装着できる状態とし、予備の電極パッドについてはキャリングケース内に収納されていること。
- (2) 救急セットの内容は、はさみ、タオル、使い捨て手袋、カミソリ等の除毛用具、人工呼吸用マウスピースとする。
- (3) 使用期限のある消耗品（電極パッド、バッテリー）については、交換時期に速やかに交換を実施すること。郵送による交換、補充でも構わない。またAEDの使用に伴い補充が必要となった消耗品についても同様とする。
- (4) 交換によって不要となった消耗品については、回収するものとする。郵送による回収でも構わない。ただし、AEDの使用に伴い処分した消耗品については回収の必要はない。
- (5) 各種消耗品の費用、消耗品の交換に関する費用、処分費用も契約金額に含むものとする。

10 保証

- (1) 本体保証期間を5年以上有していること。
- (2) 賃貸借期間中に通常使用で故障し、または製品自体の不具合が認められた際には無償（部品代金を含む）で修理を行うこと。または修理完了までは同等の代替品を提供すること。

11 賃借料の支払い

1ヶ月毎後払い（60ヶ月分割払い）とし、翌月10日までに請求すること。

12 その他

- (1) 賃貸借期間中に通常使用で故障し、または製品自体の不具合が認められた際には無

償（部品代金を含む）で修理を行うこと。または修理完了までは同等の代替品を提供すること。

- (2) 定期的に交換を必要とする消耗品（電極パッド・バッテリー等）については、期限切れまでに設置場所に訪問し交換作業を行い、次回交換時期を明記するとともに、機器が正常に作動することを確認すること。なお、事故発生使用における消耗品は、別途賃借人の負担で購入する。

* 定期交換が必要ない消耗品については、不要とする。

- (3) 納入日時は、事前に各納入場所の了解を得ること。
- (4) 賃貸借期間中に設置場所の変更を行う場合は、賃貸借人双方協議のうえ変更するものとする。
- (5) AED 納入後は、速やかに各納入場所の担当者を対象に説明を十分にすること。
- (6) 賃貸借期間中において、ガイドライン等が変更になり、当該機器では対応が不可能になった場合等の不測の事態が生じた際は、遅滞なく賃借人に報告すること。
- (7) 使用方法等の照会については、随時相談に応じること。
- (8) 動産保険に加入する等、賃貸借期間を通じて盗難や破損等に対応できるようにすること。
- (9) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる区分においては、その相当額分について、契約締結後の適当な時期に、協議により契約金額の変更を行う。
- (10) 本仕様書に定めがない事項については、賃貸借人双方で協議するものとする。